

第1章 総論

1-1 計画の見直しの趣旨

地球温暖化は、今や世界的規模で取り組まなければならない重要課題として広く認知されています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書」（以下「IPCC第5次評価報告書」という。）においては、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」こと、さらに「人為起源の温室効果ガスが20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」ことが示されました。また、今世紀末の世界平均気温が産業革命前と比べて最大4.8℃上昇することも予測されており、これに伴う気候変動の影響が懸念されています。

地球温暖化問題に対しては、1997（平成9）年に開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス排出削減の目標を定めた「京都議定書」が採択されました。わが国では、第一約束期間である2008（平成20）年から2012（平成24）年において、基準年である1990（平成2）年度比6.0%削減目標を掲げ、森林吸収量等を加味した温室効果ガス排出量が5か年平均で基準年比8.4%減となり、目標を達成することができました。一方で、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の影響により、国内の原子力発電所が全基停止し、それに代わる火力発電の増加に伴って二酸化炭素排出量も大幅に増加し、エネルギー政策が大きく見直されることになりました。こうした中、2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、条約加盟の196か国・地域が自主的な温室効果ガスの削減目標を国連に提出するとともに、2020（平成32）年以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、削減目標達成に向けた国内対策を行うことを義務付けたほか、2023（平成35）年から5年毎に世界全体でどの程度対策が進んでいるかを点検する制度も設けられます。わが国も2030（平成42）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する目標を提出しました。さらに、2015（平成27）年11月には、「気候変動の影響への適応計画」（以下「国の適応計画」という。）が閣議決定され、地球温暖化による気候変動の影響への対策が本格的に始動することとなりました。

2011（平成23）年度に策定した「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「当初計画」という。）では、中期目標年度に至る中間年度（2015（平成27）年度）に当初計画策定後の状況変化に応じてその内容を見直すこととしており、上記の状況も踏まえながら「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版」（以下「本計画」という。）として見直しを行いました。見直しに際しては、これまでの温室効果ガス排出量の推移や増減の要因を分析するとともに、中期目標年度における達成見込みの検証を行い、施策の見直しや重点施策の設定を行いました。また、国の適応計画を受け、岐阜県における地球温暖化に対する適応策の方針を示しました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「岐阜県地球温暖化防止基本条例」（2009（平成21）年3月公布。以下「条例」という）第8条に基づく「地球温暖化防止計画」として策定するものです。

また、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標及び施策の基本的事項について定めた「岐阜県環境基本計画」における、地球温暖化防止の方針に関する個別計画として位置づけるものです。

1-3 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

表 1-1 本計画の構成

章	概要
第1章 総論	・計画の見直しの主旨、計画の位置づけ及び計画の構成を示しています。
第2章 地球温暖化の現状と対策の動向	・地球温暖化のメカニズムやその影響、近年の国内外の地球温暖化対策の動向について紹介しています。
第3章 岐阜県の温室効果ガス排出量等の現況	・岐阜県の気象条件等の自然的特性、人口・世帯数や経済活動等の社会的特性、県民の地球温暖化に対する意識及び県内の温室効果ガス排出量の推移を示しています。
第4章 当初計画に基づく施策の実施状況	・当初計画の施策体系及び施策の実施状況を示しています。 ・見直し時点における中期目標の達成状況及び見直しに当たっての視点を整理しています。
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標	・対象とする温室効果ガス及び温室効果ガス排出量の削減目標を示しています。
第6章 温室効果ガス排出削減等に関する取組	・当初計画に基づく施策の実施状況及び温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえた、温室効果ガス排出削減等に関する取組を示しています。
第7章 地球温暖化に対する適応の方向性	・地球温暖化に対する適応の必要性、岐阜県における地球温暖化による影響と一般的な対策及び岐阜県における今後の適応の進め方について示しています。
第8章 計画の推進	・計画の推進に当たっての各主体の役割及び計画の進行管理の仕組みについて説明しています。